

令和2年第4回

中津川市議会（定例会）議案

令和2年8月27日

令和2年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

議第81号	中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	3
議第82号	中津川市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・	5
議第83号	中津川市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・	11
議第84号	中津川市都市公園条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・	13
議第85号	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	15
議第86号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・	20
議第87号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・・・	21
議第88号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・・・	22
議第89号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・・・・	23
議第90号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・	24
議第91号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	26
議第92号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	27
議第93号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	28
議第94号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	29
議第95号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	30

議第81号

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の廃止に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中津川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項を削る。

別表第3の2の項を削り、同表1の項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議第82号

中津川市税条例の一部改正について

中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税条例の一部を改正する条例

第1条 中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第26条の3中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第76条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第76条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第16条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第16条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 中津川市税条例の一部を次のように改正する。

第12条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中

「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第13条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第16条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第24条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第24条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第32条の7第10項から第12項まで」を「第32条の7第9項から第16項まで」に改める。

第24条第2項の表第1項オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第32条の7第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項と

し、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第32条の9第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「日が」の次に「、」を加え、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第33条第4項から第6項までを削る。

第76条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中中津川市税条例第17条第1項第2号、第26条の3及び第28条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第4条の2、第4条の3第1項、第16

条第1項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(2) 第2条中中津川市税条例第76条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の中津川市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の2の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第17条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第26条の3及び第28条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の中津川市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「3号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。))第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が3号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議第83号

中津川市手数料条例の一部改正について

中津川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市手数料条例の一部を改正する条例

中津川市手数料条例（平成12年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第84号

中津川市都市公園条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について

中津川市都市公園条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川公園内のスケートパークを有料公園施設に位置付け、使用料の徴収を行うため、この条例を定めようとする。

中津川市都市公園条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を
改正する条例

(中津川市都市公園条例の一部改正)

第1条 中津川市都市公園条例（平成10年中津川市条例第14号）の一部を次のように
改正する。

別表第2中津川公園の項に次のように加える。

スケートパーク

(中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正)

第2条 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例（平成21年中津川市条例第39
号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第4項中「専用使用」を「占用」に改める。

別表第9中津川公園の部競技場の項中「専用使用」を「占用」に改め、同部に次のよ
うに加える。

スケート パーク	占用	1時間につき		3,000 円
	個人使用	小学校の児童又は中 学校若しくは高等学 校の生徒	個人使用料	150円
			回数券（12枚つ づり）	1,500 円
	その他の者（幼児を 除く。）		個人使用料	300円
回数券（12枚つ づり）			3,000 円	

別表第9備考第5項中「専用使用」を「占用」に改め、同表備考に次の1項を加える。

7 中津川公園スケートパークの占用は、競技会又はスケートボード等の普及に係る
イベントのための使用に限る。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

議第85号

中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正について

中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正及び、住民が安心して生活できる住環境の保全を図るため、この条例を定めようとする。

中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を
改正する条例

中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（平成29年中津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 利害関係団体等 自治会、近隣関係者その他の事業の実施に関して、直接利害関係がある者をいう。

第8条を削る。

第7条第1項中「事業区域の土地の実測面積が1,000平方メートルを超える」を「発電出力が10キロワット以上の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面、屋上、事業所等の敷地内に設置されるなど、自然環境、生活環境及び景観に影響を与えないと市長が認めたものを除く。

第7条第2項を削り、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(抑制区域)

第7条 市長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全及び再生可能エネルギー発電設備の地域との共生のため、再生可能エネルギー発電設備の設置について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として規則で指定することができる。

2 事業者は、抑制区域を事業区域に含まないように努めなければならない。

第17条を第21条とする。

第16条中「太陽光」を「再生可能エネルギー」に、「第12条」を「第16条」に改め、同条を第20条とし、第15条を第19条とする。

第14条第2項第1号中「第8条」を「第11条及び第12条」に改め、同項第2号中「第8条」を「第11条」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第14条の規定による標識を設置しなかった者

第14条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第15条に規定する適正な管理を怠った者

第14条を第18条とし、第13条を第17条とする。

第12条中「1月」を「30日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業者は、事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、環境省が示す太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、その他関係法令等に基づき、速やかに当該再生可能エネルギー発電設備を撤去し、適正な処分を行わなければならない。

第12条を第16条とする。

第11条中「第8条」を「第11条」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2条を加える。

(標識の設置)

第14条 事業者は、事業区域内の外部から見やすい場所に規則で定める事項を記載した標識（以下「標識」という。）の掲示を行い、その旨を市長に届け出なければならない。

2 標識の掲示期間は、事業の開始時（土地の開発造成の工事を行わない場合は、第12条に規定する工事の着手時）から事業を廃止し、再生可能エネルギー発電設備を撤去し、当該設備の適正な処分が終了した日までとする。

3 事業者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、速やかに当該掲示内容を修正し、その旨を市長に届け出なければならない。

(適正な管理)

第15条 事業者は、規則に定める管理基準を遵守し、当該再生可能エネルギー発電設備を適正に管理しなければならない。

第10条中「事業の」を「再生可能エネルギー発電設備の設置工事の」に、「中止」を「中断」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条第3項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(協定の締結)

第10条 事業者は、前条第1項の規定による説明会を行った後、第11条第1項に規定する届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定を締結しなければならない。た

だし、利害関係団体等が、事業者の協定締結の求めに対し正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項の協定を締結した後に事業の内容を変更しようとする場合は、利害関係団体等と改めて協議し、前項の協定を見直さなければならない。

3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合は、譲り受ける者又は借り受ける者に対し、前2項の規定により締結した協定の効力を継承させなければならない。

(事業の届出)

第11条 事業者は、法第9条第1項の規定による認定の申請を行う前に、規則で定める事項を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、市長と協議しなければならない。ただし、変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業に着手した事業者は、この条例の規定による改正後の中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に係わらず、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に事業に着手した事業者で、この条例の施行の際に現に事業を行っている者には、新条例第14条の規定を適用する。

4 第2項の規定にかかわらず、施行日前に法第9条第1項に規定する申請を行った事業者で、施行日以後に再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する者には、新条例第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条の規定を適用する。この場合において、新条例第11条第1項中「法第9条第1項の規定による認定の申請を行う前に」とあるのは、「令和3年5月31日までに」と読み替えるものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、事業者には、新条例第15条及び第16条の規定を適用

する。

議第86号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市中津川	鈴木 富之

議第87号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市加子母	桂川 洋策

議第88号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市茄子川	勝 宏児

議第89号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市中津川	今井 文夫

議第90号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

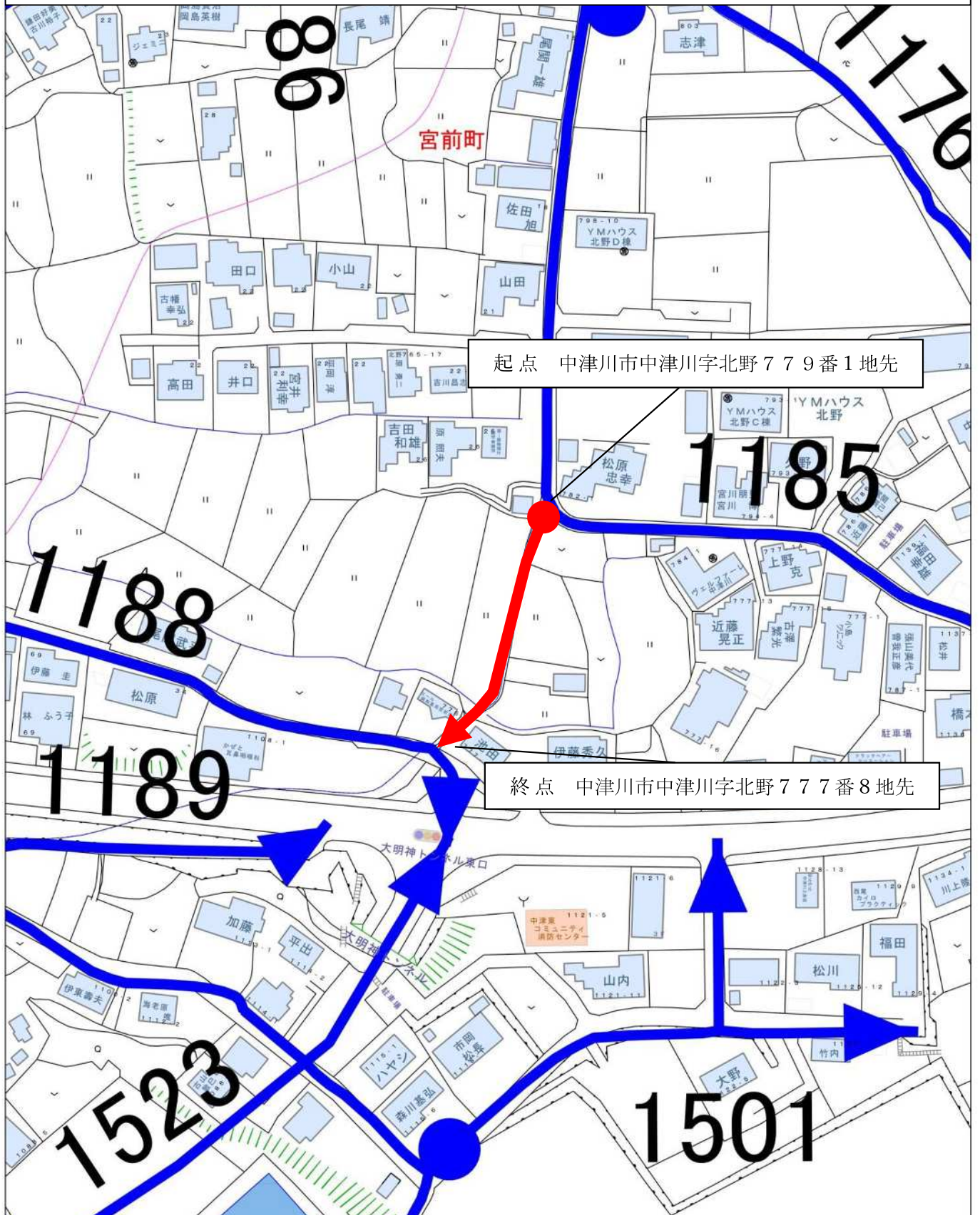
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1534	中津534号線	中津川市中津川字北野779番1地先
		中津川市中津川字北野777番8地先

位置図

縮尺 1/1,500

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
1534	中津534号線	77.00	7.00~9.60	

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市障がい児総合支援施設 中津川市柳町7番7号
指定管理者	中津川市柳町7番7号 特定非営利活動法人 かがやきキッズクラブ
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第92号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	椈の湖ふれあい村 中津川市上野（椈の湖周辺、松山地区32ヘクタール）
	椈の湖自然公園 中津川市坂下2138番地11
指定管理者	中津川市上野589番地17 一般財団法人 椈の湖ふれあい村
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第93号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市川上地域特産品生産施設 中津川市川上1849番地3
指定管理者	中津川市川上1849番地3 かわうえ手づくり組合
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第94号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	福岡ローマン溪谷オートキャンプ場 中津川市福岡1017番地1
指定管理者	中津川市福岡1017番地1 福岡ローマン溪谷オートキャンプ場組合
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第95号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市加子母温泉スタンド 中津川市加子母767番地
指定管理者	中津川市加子母6433番地 夢を拓く会
指定期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで